



## 藤枝もったいない倶楽部

# 藤枝もったいない倶楽部 環境活動支援制度

藤枝市では、市民がつくる「環境行動都市・ふじえだ」をめざして“もったいない”都市宣言を行い、「もったいない」をキーワードに、資源循環型社会の形成や地球温暖化防止、環境保全活動参加に取り組むため、『藤枝市もったいない運動』を推進しています。

この制度は、『藤枝もったいない倶楽部』に登録いただいた団体等が、「もったいない運動」を推進していくための環境活動を実施する場合に資金的に支援するものです。

### 問い合わせ先

藤枝市もったいない運動推進委員会

(事務局：市役所 環境水道部 環境政策課)

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25 市役所南館

TEL：054-643-3183

FAX：054-631-9083

E-mail：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

## 1. 支援の対象者

藤枝もったいない倶楽部に登録されている団体

## 2. この制度を利用できる環境活動

環境学習、環境保全活動、自然観察、体験教室など

(例：水生生物調べ、里山づくり、農業体験教室、竹細工教室、美化活動)

## 3. 支援対象となる環境活動

次のすべてにあてはまる活動が対象となります。

ただし、こどもエコクラブ登録団体の活動はその構成員のみが行う環境活動であつても対象とする。また、藤枝市もったいない運動推進委員会が支援不相当と判断したものは対象としません。

- (1) 藤枝市内で実施する活動であること
- (2) 「もったいない都市宣言」の趣旨に合った環境活動であること
- (3) 公募により参加者を集めて行なう環境活動であること  
※この制度でいう公募とは、広く市民が知りえる情報媒体により募集をしているものを言います。(市広報、新聞、ポスター、広告など)  
※藤枝もったいない倶楽部登録団体の構成員のみが行なう環境活動は支援対象になりません。
- (4) 団体又は特定の個人の利益を目的とした事業ではないこと
- (5) 政治、宗教又は選挙活動を目的とした事業ではないこと
- (6) 支援する環境活動の名称の冠に「藤枝市もったいない運動」を付けること

## 4. 支援金の金額

支援金は、公募により集めた環境活動参加者の人数により定められた支援金限度額の範囲内で、支援対象となった環境活動に要した経費に対して支援をします。また、同一の倶楽部登録団体が年度内に複数回、環境活動を実施する場合、それぞれの環境活動が支援の対象になりますが、年度内3回を支援の限度とします。

ただし、支援金は、藤枝市もったいない運動推進委員会予算の範囲内での支援となります。

参加人数	10～29名	30～49名	50名～
支援金限度額	3万円	4万円	5万円

※環境活動主催者の倶楽部会員は参加人数に含むことはできません。

※参加人数を限定しないイベントで来場者数が把握できない場合は、50名以上が来場したこととみなします。

※こどもエコクラブ登録団体は、同一年度中3万円を限度として支援します。

## 5. 支援対象となる経費

支援を受けることができる経費は、支援の対象となる環境活動を実施するために直接必要となる経費に限ります。ただし、環境活動を実施したことにより収入が発生した場合は、対象活動経費から収入額を差し引いた額を支援対象とします。

倶楽部に登録した団体の維持や運営に要する経費（家賃、光熱水費、通常業務の人件費など）は対象にはなりません。

経費項目	支援対象となる経費の例
報償費	講師謝礼（支援団体の構成員は対象外）
消耗品費	チラシ等の用紙代、景品代、木材・塗料など環境活動に必要な材料購入費
印刷製本費	ポスター、募集案内の印刷
保険料	環境活動参加者に対する保険料
使用料・賃借料	会議室や機材の使用料、バス等の借上料

## 6. 支援金をもらうための手続き

①環境活動実施前に、藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付申請書【第1号様式】に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接、藤枝市もったいない運動推進委員会事務局に提出してください。

- (1) 事業計画書【第2号様式】
- (2) 収支予算書【第3号様式】

②環境活動終了後30日以内に、藤枝もったいない倶楽部環境活動完了報告書【第7号様式】に必要事項を記入し、次の書類を添えて直接、藤枝市もったいない運動推進委員会事務局に提出してください。

- (1) 環境活動参加者名簿【第8号様式】※任意様式・写しも可
- (2) 対象活動の内容がわかるチラシ等の写し
- (3) 収支決算書【第3号様式】
- (4) 対象活動の経費であることがわかる領収書の写し
- (5) 参加者の様子がわかる実施状況写真3枚以上

※こどもエコクラブ登録団体は、提出書類が異なりますのでご確認ください。

## 7. 書類の提出先

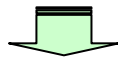
提出先 藤枝市もったいない運動推進委員会事務局

(藤枝市役所南館3階 環境水道部 環境政策課内)

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時まで(土、日、祝日の受付不可)

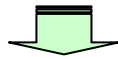
## 藤枝もったいない倶楽部環境活動支援の事務の流れ

環境活動支援金交付申請書の提出（団体→推進委員会）

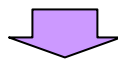


内容が適当であるか確認  
※審査結果を団体へ通知

環境活動実施 ※参加人数確定（団体）



環境活動完了報告書の提出（団体→推進委員会）



書類審査  
※審査結果を団体へ通知

支援金支払い（推進委員会→団体）

### ○環境活動実施前に提出する書類

- (1) 藤枝もったいない倶楽部環境活動支援金交付申請書  
(第1号様式)
- (2) 事業計画書 (第2号様式)
- (3) 収支予算書 (第3号様式)

### ○環境活動完了後 30 日以内に提出する書類

- (1) 藤枝もったいない倶楽部環境活動完了報告書  
(第7号様式)
- (2) 参加者名簿 (第8号様式) ※任意様式・写しも可
- (3) 対象活動の内容がわかるチラシ等の写し
- (4) 収支決算書 (第3号様式)
- (5) 対象活動の経費であることがわかる領収書の写し
- (6) 参加者の様子がわかる実施状況写真3枚以上

平成 29年3月